

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク
代表理事 大原 裕介



特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワークの概要

1. 設立年月日:平成17年2月25日

2. 活動目的及び主な活動内容:

当法人は、「ユニバーサルな支援による、ともに生きる社会づくり」を目指している。その実現のために、地域生活支援をより一層推進し、全国の当事者や事業者、行政、政治など、関係者の横のつながりを深め、国民的な理解と共感を広げられるよう活動を展開していきたい。そして、「ひらかれた議論」と「パートナーシップ」を基本とした新しい運動体として社会の中でその役割を担い、全ての人とともに生きる社会をつくることを使命とする。

【主な活動内容】

- ・ 地域福祉に関わる情報の収集及びその公開と発信
- ・ 地域福祉に関わる調査研究及び政策提言
- ・ 地域福祉に関わる人材育成、事業所運営支援
- ・ 地域福祉に関わるイベント等、普及啓発

3. 加盟団体数(又は支部数等):41団体(令和2年6月時点)

4. 会員数:4,828(令和2年6月時点)

5. 法人代表: 代表理事 大原 裕介

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

<総論>

障害者がある人らしく地域で暮らしていくためには、わが国を取り巻く状況を鑑み、特に視点3の「持続可能な制度」としてくための論点が重要と考えています。そのためには、財源を確保していく必要性、また一部事業については国民の理解を得ていく面においても、しっかりとサービス規律のあり方に踏み込む必要があると考えます。「基礎報酬を下げる・加算を廃止する、区分に応じて傾斜配分とすることを施し、必要なサービスを拡充していく」ということです。

一方、今回の報酬改定においては、視点4のコロナウイルス感染症による影響も十分加味した設計が求められます。そのためには、新型コロナウイルスが発生したことによる給付費の大幅減収などの経営実態に配慮した改定にすることを強く望みます。

新型コロナウイルス感染症による厚生労働省から示された人員配置基準等の暫定的規制緩和やICT・IoTの活用については、新型コロナウイルスが収束した以降も、人口減少社会が到来し、障害福祉の人材不足のなか、専門性を担保しつつサービスの効率化の観点から、運用を継続できるものもあります。

視点1・2については、特に重度障害者等が地域で暮らしていくために必要なサービスや相談支援体制の整備、障害者の一人暮らしを推進していくことや社会的養護の子どもたちを受け入れていくサービス、高次機能障害者に対する社会的な支援などについてはまだ不足している現状があります。この点については、新型コロナウイルス感染症により顕在化されたものも含まれます。

1. 持続可能な障害福祉サービスを提供する為の人員基準の緩和及び効率的な人材の活用について

- 各サービスの専門性を担保し効率的に運用するために人員配置の基準緩和を求めます。【視点2・3・4】
- リハビリテーション職等が生活支援の現場で活躍し評価される加算の構築を求めます。【視点1・2・3】
- 限られた専門的リソースを効率的に運用し、専門職のキャリアパスにもつながる兼務配置等の基準緩和を求めます。【視点1・2・3】
- 地域の実情に合わせた持続可能な有機的連携を推進する相談支援体制の構築を求めます。【視点1・2】

2. ICT及びIoTの積極的な活用について

- 人材不足や働き方改革に伴う、支援の時間を確保する為の事務量の軽減、コロナ禍における、新しい生活様式に即した対面時間等を削減する為、ICT・IoTの活用の推進と緩和を求めます。【視点3・4】
- IoTによる支援技術や遠隔管理の導入の推進を求めます。【視点3・4】

3. 地域において困難化かつ複雑化する利用者のニーズに対応し、必要なサービスの見直しについて

- 社会的擁護が必要な子どもたちに対する支援評価【視点3】
- 地域生活を豊かにするために共同生活援助のさらなる拡充【視点2】
- 生活介護の基本報酬の算定構造の見直しから加算による評価【視点1・3】
- 自立生活援助をポストグループホームとするために【視点1】
- 相談支援体制の強化整備に向けて【視点1・2】
- 高次脳機能障害(特に社会的行動障害)が地域で暮らし続けることが出来るように重度の方を重度者として定量化できる新しい基準の設置を求めます。【視点1・2】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

I. 持続可能な障害福祉サービスを提供する為の人員基準の緩和及び効率的な人材の活用について

(1)各サービスの専門性を担保し効率的に運用するために人員配置の基準緩和を求めます。【視点2・3・4】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者や就労系事業のサービス管理責任者は、個別支援計画の作成や従業者の指導などを行うものとして常勤専従での配置が必須である。業務の遂行に支障がない場合は、直接的な支援業務を担うことができるが、児童指導員や生活支援員等の人員配置に換算することはできない。
- 全国的に人材の確保は困難な状況であるが、特に地方の人材確保が難航しているため、児童発達支援管理責任者やサービス管理責任者と児童指導員や生活支援員などの役割を明確に分けた人員配置基準を満たすことは困難な状況にある。

【意見・提案の内容】

- 上記課題に対応するためには、児童発達支援管理責任者やサービス管理責任者の直接支援を行う人員等の兼務について、配置人員としての換算を認める必要がある。また、複数事業所におけるサービス管理責任者の兼務要件を緩和する必要がある。
- 複数事業所における兼務については、生活支援員等として配置されているサービス管理責任者等基礎研修修了者は個別支援計画原案の作成を担当できることから、その配置がある事業所では、各事業所の利用者の合計人数が120名までであれば、複数事業所のサービス管理責任者を兼務しても良いことにはどうか。
- ICTが適切に活用され各事業所における個々の利用者の状況確認や従業者への指示が行える場合は、遠隔地からサービス管理責任者業務を行えることとしてはどうか。

(2)リハビリテーション職等が生活支援の現場で活躍し評価される加算の構築を求めます。【視点1・2・3】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 放課後等デイサービスの児童指導員等の専従職員のサービス提供時間外における他サービスとの兼務が認められていないため、必要なニーズに応える環境を整えづらい現状がある。
- リハビリテーションの視点により就労環境を調整したり、訓練を行ったりする上でリハビリ専門職員を配置することは有効であるが、就労移行支援における作業療法士の配置を除き、就労系サービスでは、福祉専門職配置等加算の要件に作業療法士や理学療法士の配置が対象となっていない。

【意見・提案の内容】

- 上記課題に対応するためには、放課後等デイサービスや就労継続支援事業において専従職員の配置が基準されているが、他事業所との兼務による非常勤職員の配置や、定員に満たない場合は利用者実数に応じた人員配置により基準を満たすものとしてはどうか。
- 福祉専門職配置等加算について、当該サービスに必要と認められる資格者について要件に加えることについて柔軟に検討が必要である。例)作業療法士、理学療法士等

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(3)限られた専門的リソースを効率的に運用し、専門職のキャリアパスにもつながる兼務配置等の基準緩和を求めます。【視点1・2・3】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 現行、サービス管理責任者は専従であるが、定員20名の事業所であっても場合によっては定員の倍以上の利用者のサービス等利用計画を作成している。

【意見・提案の内容】

- ・ 利用者の多様化に伴い特性上の違いに対する配慮、小グループ単位での地域生活等の実状を踏まえると、さらなる個別支援の充実とサービスの適正化のためには、専従1人のサービス管理責任者に加え、複数名のサービス管理責任者配置が有効と思われる。一方で、現行では2人目からのサービス管理責任者も支援員の常勤換算にカウントされなくなるために改定をお願いしたい。

(4)地域の実情に合わせた持続可能な有機的連携を推進する相談支援体制の構築を求めます。【視点1・2】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 相談支援専門員が1名しか配置されていない特定相談支援事業所が多く存在する中では、事業所内でのOJT等が実施は困難な状況である。また、1人しかいない相談支援専門員が休業等をせざるを得ない状況になった場合に、継続的なケアマネジメントが提供されず、利用者が不利益を被る状況が生じやすい。福祉従事者の人材不足、多様な働き方、産前産後休暇などの充実など諸事情を勘案すると継続性の担保がより重要となると思われる。

【意見・提案の内容】

- ・ 上記の課題に対応するためには、地域毎に複数の相談支援事業所が協働して運営する形態を条件付きで認め、併せてそのような事業所には体制に応じて現行の特定事業所加算が算定できることの仕組みの創出が必要である。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

Ⅱ. ICT及びIoTの積極的な活用について

(1)人材不足や働き方改革に伴う、支援の時間を確保する為の事務量の軽減、コロナ禍における、新しい生活様式に即した対面時間等を削減する為、ICT・IoTの活用の推進と緩和を求めます。【視点3・4】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 現状の福祉サービスを提供する際、個別支援計画書をはじめ、サービス利用記録、サービス実績記録と数多くの書類を作成し、管理に時間を費やしている。自治体の多くは実地指導の監査とサービス提供管理の観点から、書類での保管が義務付けられている。また、個別支援計画書やサービス実績記録はその都度押印が必要となり、面談時や送迎時に持ち合わせない場合は、再度自宅まで従事者が押印の為に伺い時間を費やしている現状がある。コロナ禍において、リモート面談等ICT化が緩和されたことから、この機会にICT化が可能な業務を見直し、推進することで事務に従事する時間が削減され、従事者の負担軽減につながるものとする。

【意見・提案の内容】

- 密集密接が避けられず人材確保が難しい介護現場において、IoTによる支援技術や遠隔管理を導入することで、新しい生活様式に即した福祉サービスの確立に繋がることから、支援の質を担保する前提で、IoT導入事業所に対する補助もしくは加算、導入に対する人員配置換算を認めることを求める。
- 指定申請、変更申請等、都道府県や中核市に提出する書類も電子化にすることで、書類の管理や事務量が軽減されることから、行政のICT化を促進することも併せて求める。

(2)IoTによる支援技術や遠隔管理の導入の推進を求めます。【視点3・4】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- コロナ禍の中、福祉人材の確保がより困難になり、とりわけ地方における福祉人材不足に拍車がかかる状況になっている。また、緊急事態宣言が発出された際、福祉サービスの支援現場では、コロナウイルス感染予防の観点から出勤控えが続き、少ない支援者で支援にあたる福祉現場も多くあった。今後、コロナウイルス感染症対策に向き合いながら福祉サービスの提供が求められることから、人的な支援ではなく、最先端技術を駆使した支援の在り方を模索する必要がある。

【意見・提案の内容】

- IoTによる支援技術や遠隔管理を導入することで、新しい生活様式に即した福祉サービスの確立に繋がることから、IoT導入事業所に対する補助もしくは加算、導入に対する人員配置換算を認めることをお願いしたい。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

Ⅱ. 地域において困難化かつ複雑化する利用者のニーズに対応し、必要なサービスの見直しについて

(1) 社会的擁護が必要な子どもたちに対する支援評価【視点3】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 社会的擁護が必要な障害のある子どもが増加する中で、行政による対応のみでは十分な対応ができない状況である。一方でサービス提供事業者等が家庭支援等も含めた利用者ニーズに沿った支援を行える制度が整っていない。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスにおける家庭連携加算の利用は月2回までの算定制限があり、必要に応じてそれ以上の訪問をした場合でも算定することができず、ボランティアサービスになってしまう。

【意見・提案の内容】

- 上記課題に対応するためには、生活困窮家庭や不登校の障害児に対し、外出支援や自宅内での支援を手厚くするなど個別支援計画に記載された内容を実施した場合の報酬評価の見直しが必要。
- その財源を確保するために、障害が軽度の児童を対象とした放課後等デイサービスに対する報酬の見直しを検討してはどうか。

(2) 地域生活を豊かにするために共同生活援助のさらなる拡充【視点2】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- (個人単位の居宅介護利用の恒久化について) 共同生活援助内で行動援護、通院介護、移動支援等を個別に利用できるなどサービスバリエーションが増えて豊かな地域生活が展開できている。また、密室になりがちなGHIに外部事業者が入ることによって虐待防止の観点からも支援の透明性の確保効果も明らかである。
- (家賃補助の不均衡の是正について) 都市部と地方とでは家賃に格差があり、一律に同額設定となっていること、共同生活援助を退所後に一人暮らしをした場合に補助が無いことから、一人暮らしへ移行する足枷になっている。
- (入浴や食事介助などの短時間の個人単位での居宅介護利用する場合の重度障害者支援加算の評価) 重度訪問介護を利用する対象像の設計となっているため、強度行動障害者などの短時間利用者へのサービスが行き届かない。

【意見・提案の内容】

- (個人単位の居宅介護利用の恒久化について) 現在、特例の経過措置となっていることから、居宅介護サービスの恒久化が必要である。
- 入浴や食事介助などの短時間の個人単位での居宅介護利用する場合の重度障害者支援加算の創設
- (家賃補助の不均衡の是正について) 家賃相場に応じての分配や一般就労や就労継続支援A型事業所で雇用されている方等の総収入に応じた傾斜配分の設定をすることで、幅広く補助が受けられるようにすることが必要である。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(3)生活介護の基本報酬の算定構造の見直しから加算による評価【視点1・3】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・(生活介護事業における入浴サービス提供加算の創設)自宅における入浴が困難な重度障害者への入浴サービスの提供は家族、利用者にとって安心で快適な生活を維持する上で重要な支援であるが、特殊浴槽などの入浴設備の設置、適切な介護技術を有する支援者の確保等が必要であるため、実施している事業所は多くないのが現状である。
- ・(介護職員等による喀痰吸引等業務の加算の新設)生活介護をはじめとする福祉現場において、看護師不足は深刻であり、看護職員のみで医療的ケアを必要とする利用者に対応するには困難がある。そのため、介護職員等による喀痰吸引等の業務は生活介護事業所においても必須である。

【意見・提案の内容】

- ・(生活介護事業における入浴サービス提供加算の創設)このことから、サービスの質を評価する観点から入浴サービスの提供の有無に対し、明確な報酬上の評価のため、入浴サービス提供加算の創設が必要である。
- ・(介護職員等による喀痰吸引等業務の加算の新設)介護職員等による喀痰吸引等業務を拡充する必要があり、そのために、具体的には、現行、介護職員等による喀痰吸引等業務への評価がないが、喀痰吸引等支援体制加算の新設または医療的ケア新スコアに基づいた新たな基本報酬の設定を行う必要があると考える。

(4)自立生活援助をポストグループホームとするために【視点1】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・自立生活援助は、個人が望む地域での多様な生活を可能にする可能性を秘めた新しいサービスとして開始されたが、現在のところ期待したような広がりは見られていない。しかし、本人中心の支援を推進しているためにもポストグループホームの一つとして育てていくために多くの事業所が参入しやすいものにしていく必要があるが、必要に応じて実施した支援が適切に評価されるような報酬体系になっていない。

【意見・提案の内容】

- ・退所後1年以上を経過した者や家族同居から急遽一人暮らしを開始した者についても、退院後1年以内の者と支援の必要量は変わらないことから、同等の評価をする必要がある。
- ・同行支援加算の算定方法について、ひと月に複数回の同行支援が必要な場合も多く、逆に全く必要のない月などもあるため、適切に評価するためには同行の有無ではなく、回数での評価をする必要がある。
- ・初めて障害福祉サービスを利用する場合や、急遽一人暮らしを開始した場合には、支援者と利用者が関係性の構築に数か月の期間が必要である場合が多いため初回加算は最低でも3か月間の算定を可能とする必要がある。
- ・矯正施設等からの退所者に対して自立生活援助を実施するにあたり、アセスメント、関係性の構築等より専門性の高い支援が必要であることから、専門職を配置し支援を行っている場合に加算等による評価が必要である。
- ・自立生活援助の終結にあたっては、適切かどうかを市町村審査会において検討し、本人らしく生活していくための自立生活援助に代わる地域資源、インフォーマルサービス等の検討も含めた多角的な検証を義務付けることが必要である。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(5) 相談支援体制の強化整備に向けて【視点1・2】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 障害、高齢、児童、困窮における市町村が実施しなければならない相談支援事業について、社会福祉法の改正により一体的に実施する包括的相談支援体制整備事業が実施されることになった。「断らない相談支援」の実施に向けて期待されるが、各市町村に制度運用の是非及び内容の設定が任される中で、障害者支援に関する専門性が各地域において担保されるかに不安がある。
- ・ 平成30年度より一つの事業所が計画相談支援や地域移行・定着支援に加え、自立生活援助を組み合わせ個別給付による包括的な相談支援が実施できることとなっている。各事業における相談支援専門員の常勤専従扱いでの兼務が可能など、一体的な事業所運営に配慮はされているものの、自立生活援助におけるサービス管理責任者の配置や請求事務が事業別など、人員配置や事務負担が大きい。
- ・ 児童養護施設等で生活している障害のある児童の地域移行を支援する場合、早期からの児童相談所との情報交換から始まり、措置された施設への訪問を行い、状態把握、可能な地域資源を探し、体験と会議を複数回繰り返す必要がある。帰住する地域から措置施設が遠方にあることも多いことや、18歳に至る数年前からの関わりも必要となり、地域生活への移行と定着に向けた支援は相当量の業務を必要とするが措置児童については地域移行支援の対象となっていない。
同様に、障害児入所支援施設からの早期の退所に向けた支援や病院からの医療的ケア児の退院支援についても地域移行支援の対象となっていない。

【意見・提案の内容】

- ・ 市町村地域生活支援事業における障害者相談支援事業や基幹相談支援センター(事業)は、障害者への総合的・専門的な相談支援の実施や計画相談支援等を実施する相談支援事業への地域における人材育成において重要な役割を担っている。包括的相談支援体制整備事業を実施する市町村において、それらの機能がなおざりにされないように留意事項等を示した事務連絡の発出する必要がある。
- ・ 特定相談支援事業、一般相談支援事業、自立生活援助事業を一体的に運営する事業所を包括的事業所として加算等により一定の評価をするとともに、請求事務の簡略化について検討が必要である。
- ・ 児童相談所及び市町村行政との役割整理を行い、相談支援事業所等で担う役割については地域移行支援として対応が行えるように、対象者の拡大が必要である。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(6)高次脳機能障害(特に社会的行動障害)が地域で暮らし続けることが出来るように重度の方を重度者として定量化できる新しい基準の設置を求めます。【視点1・2】

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 高次脳機能障害(特に社会的行動障害)が重度の方が地域で生活をしていくときに、日中は就労支援系の事業所に通い、その他の時間の多くの負担は家族に委ねられている。家族がいない場合等は共同生活援助の利用が必要となるケースが多く存在する。しかし、就労系支援と同様に他者とのトラブル(他害:暴力)や脱抑制により、就労支援系事業所及び共同生活援助下でのルールが守れない等の理由から利用を断られるケースが多い現状がある。(参考資料1)共同生活援助における重度障害者支援加算は、取得基準が障害支援区分6であって重症心身障害者等重度包括支援の対象となるものが1人以上となっており、高次脳機能障害の方は対象となっていない。また、精神障害者の障害支援区分6を取得している割合は3.3%と低く(参考資料2参照)、高次脳機能障害の障害特性上、支援区分では障害の重症度を定量化できず、地域で暮らす上で必要なサービス利用に繋がっていない現状がある。

【意見・提案の内容】

- 高次脳機能障害(特に社会的行動障害)が重度の方を重度者として定量化できる新しい基準を設置するとともに、支援区分にも反映され、必要なサービス利用に繋げる仕組みを求める。

(参考資料1)

(1) 高次脳機能障害(特に社会的行動障害)が重度の方を重度者として定量化できる新しい基準を設置することを要望する。

・高次脳機能障害者への福祉サービス提供機関の具体的な症状及び対応に苦慮する点について

高次脳機能障害者支援体制資源調査より抜粋(高知県高次脳機能障害相談支援センター:2012. 6)

福祉サービス提供機関利用者の具体的な症状及び対応に苦慮する点について

・具体的な症状及び対応に苦慮する点 認知機能

第2回	認知機能						認知機能小計
	記憶障害	注意障害	巣症状 (失語、失行、失認)	遂行機能障害	病識欠落	半側空間無視	
該当人数	145	131	101	89	80	59	605
分類別割合 N=605	24.0%	21.7%	16.7%	14.7%	13.2%	9.8%	100.0%
全体割合 N=761	19.1%	17.2%	13.3%	11.7%	10.5%	7.8%	79.5%

・具体的な症状及び対応に苦慮する点 社会的行動障害

第2回	社会的行動障害									その他
	感情コントロール低下	意欲・発動性の低下	固執性	対人技能拙劣	依存性・退行	欲求コントロール低下	感情失禁	抑うつ	社会行動障害小計	
該当人数	97	94	89	86	77	70	51	44	608	3
分類別割合 N=611	16.0%	15.5%	14.6%	14.1%	12.7%	11.5%	8.4%	7.2%	100.0%	0.5%
全体割合 N=761	12.7%	12.4%	11.7%	11.3%	10.1%	9.2%	6.7%	5.8%	79.9%	0.4%

高次脳機能障害における認知機能の障害、社会的行動障害は福祉サービスの現場では、苦慮している。

(参考資料2)

(1) 高次脳機能障害(特に社会的行動障害)が重度の方を重度者として定量化できる新しい基準を設置することを要望する。

・精神障害者における支援区分の判定実績(支援区分6が全体の3.3%となっており、他の障害に比べて低い結果になっている)

障害支援区分の審査判定実績(平成30年10月～令和元年9月)

4. 精神障害													
二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	上位区分		下位区分		
									変更件数	変更率	変更件数	変更率	
非該当	10	11	0	0	0	0	0	21	11	52.4%	—	—	
区分1	2	1,734	277	20	1	0	0	2,034	298	14.7%	2	0.1%	
区分2	3	54	26,983	2,678	85	2	0	29,805	2,765	9.3%	57	0.2%	
区分3	0	1	116	17,060	1,135	25	0	18,337	1,160	6.3%	117	0.6%	
区分4	0	0	2	72	7,809	431	13	8,327	444	5.3%	74	0.9%	
区分5	0	0	0	3	30	2,478	154	2,665	154	5.8%	33	1.2%	
区分6	0	0	0	4	7	15	1,919	1,945	—	—	26	1.3%	
件数	15	1,800	27,378	19,837	9,067	2,951	2,086	63,134	4,832	7.7%	309	0.5%	
割合(%)	0.0%	2.9%	43.4%	31.4%	14.4%	4.7%	3.3%						

(参考)二次判定結果の実績

一次判定	二次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	割合	上位区分		下位区分	
											変更件数	変更率	変更件数	変更率
支援区分 H29.10～H30.9	件数	19	2,017	27,910	19,621	9,063	2,825	2,099	63,554	—	5,465	8.6%	323	0.5%
	割合	0.0%	3.2%	43.9%	30.9%	14.3%	4.4%	3.3%	—	100.0%				
支援区分 H28.10～H29.9	件数	19	2,098	25,692	17,668	8,195	2,578	1,861	58,111	—	5,682	9.8%	337	0.6%
	割合	0.0%	3.6%	44.2%	30.4%	14.1%	4.4%	3.2%	—	100.0%				
支援区分 H27.10～H28.9	件数	29	2,205	24,605	17,385	7,960	2,478	1,627	56,299	—	6,562	11.7%	392	0.7%
	割合	0.1%	3.9%	43.7%	30.9%	14.1%	4.4%	2.9%	—	100.0%				
支援区分 H26.10～H27.9	件数	23	2,179	22,752	16,305	7,355	2,375	1,669	52,658	—	7,058	12.6%	338	0.6%
	割合	0.0%	4.1%	43.2%	31.0%	14.0%	4.5%	3.2%	—	100.0%				